

## 愛知県環境影響評価審査会会議録

### 1 日時

平成18年9月11日(月)

午後1時30分から午後4時40分まで

### 2 場所

愛知県自治センター4階 大会議室

### 3 議事

- (1) 豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価準備書について
- (2) その他

### 4 出席者

#### (1) 委員

成瀬委員(会長)、今榮委員、梅村委員、岡村委員、岡本委員、北田委員、黒田委員、清水委員、芹沢委員、大東委員、竹中委員、立川委員、中村委員、長谷川委員、廣島委員、藤原委員、堀越委員(以上17名)

#### (2) 事務局(愛知県)

(環境部) 林部長、岩淵技監

(環境活動推進課) 山本課長、猿渡主幹、酒井主任主査、平野主査、藤田技師、関本技師

(大気環境課) 近藤主査、国立技師

(水地盤環境課) 吉田技師

(自然環境課) 福永主査

(資源循環推進課) 伊藤主任主査

#### (3) 事業者

(国土交通省中部地方整備局) 川原林課長補佐、松原係長

(同設楽ダム工事事務所) 山内所長、和田副所長、國村専門官、川村専門員

## 5 傍聴人等

傍聴人 6 名、報道関係者 4 名

## 6 会議の内容

### (1) 開会

### (2) 議事

ア 豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価準備書について

- ・ 会議録の署名について成瀬会長が岡本委員と大東委員を指名した。
- ・ 豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価準備書について別紙 1 のとおり諮問を受けた。
- ・ 事務局から、資料 1 「豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価準備書等」及び資料 2 「準備書についての意見の概要と事業者の見解」に基づき説明があった。

### < 質疑応答 >

【竹中委員】 水質の全窒素について、富栄養化は問題ないという説明になっているが、準備書の 3 冊目の参考 1-29 ページ以降のデータでは、出水期に 3 回しか測っていない。高水時で、降雨後、流量が上がった時の全窒素のデータは、2 点、3 点である。

窒素は出水期に一気に上がるが、そのデータを押さえているのか。

【事務局】 水質について、高水時の現況調査結果は 3 分冊の 1 の 6.1.4-58 ページに記載されている。例えば、大名倉、八橋等の調査地点で調査しており、その中で総窒素、総リンについての調査もしている。

例えば田口では、昭和 56 年、58 年、59 年、一番下の平成 16 年まで、いろいろな年で調査をしている。

【竹中委員】 6.1.4-58 からのデータは、参考資料の 1-29 からのデータと同じものか。

【事務局】 同じである。

【竹中委員】 出水期の測定間隔で、10 分間隔など細かい間隔で測定するとピークが現れる。そういう測定間隔でないが、

水質と流量の関係は把握できているのか。

【事務局】 例えば、参考 1-29 ページのように、1日の時間間隔が粗いのではないかという御意見だが、次回、事業者の考え方についての資料を提出する。

【北田委員】 一般的な話だが、ダムを造ると、土砂輸送が減って、いろいろ問題を起こす。

川や諸条件によって違うので、設楽ダムではどうかということだが、そういう心配がされている以上、例えば、他の事例を見ることも重要な方法である。

【事務局】 次回、資料を提出する。

【長谷川委員】 事業者見解で、例えば、今回の事業は「河川整備計画に位置づけられています」とあるが、これは不親切であり、その内容を説明すべきである。

それから、ダムは谷底を埋めるので、移動ができない生き物にとって大きな影響があるが、生態系という中で捉えられていない。

また、ダム湖における一つの問題としてブラックバスなどの外来種の問題があるが、準備書では検討されていない。

さらに、トラックのタイヤ等に付いてくる種子が山の中の生態系を破壊する影響について、準備書では検討されていない。

【事務局】 ダムの位置づけ等が、事業者見解の中では具体的には書かれていないので、次回、資料を提出する。

移動できない生物については、準備書に環境保全措置が記載されている。例えば、「湿地環境を整備し、移植する」とあるが、詳しくは、次回、資料を提出する。

ブラックバス等の外来生物への対応についても、次回、資料を提出する。

【芹沢委員】 植物の関係では、論点は比較的絞られており、一つは、予測調査範囲が適切であるかどうか。これは方法書の時にも随分議論になった。

例えば、三河湾に対してどの程度影響があるか。方

法書の時は非常に具体的な数値をもって影響を論じている意見が出ていた。そういう意見書が今回出ていないかどうか。つまり事業者が整理したものではなく、個別の意見、特に具体的な数値データをもとに示したものがいないかどうか。あれば、ぜひ原文で提供していただきたい。

また、数値データをもとに議論をしているような意見があった場合、これは事業者とその数値データを示した人と両方を呼んで、それぞれの意見を比較検討できるような場、ある意味では公聴会的なものになるが、そういうことが制度的に可能か。

それから、動植物に関しては、「移植」が随所に記載されている。移植は基本的には保全措置にはならない。移植は少なくとも移植先の「無い」という状態を破壊する。

移植するのであれば、その移植先になぜ今その種がないのか。あるいは今生育しているとすれば、なぜ現在の個体数しか生育していないのか。その辺りを明らかにする必要があるが、その原因を把握することは難しいと思う。

この点に関して、事業者はなぜ移植を選択したのか。なぜそもそも移植が可能と思っているのか。これについての説明が必要である。

【事務局】 数値データを示した意見書の有無については、次回までに確認する。

「移植」を選択した理由と根拠については、次回、事業者の考え方についての資料を提出する。

【事務局】 この審査会の審査をどういう形で進めていくかという点について、事務局の方に、準備書についての意見書を提出された方から、各委員に生の意見が伝わるようにという話があり、会長と御相談させていただいた結果、別途、事務局が受け取った意見書の写しを各委員に送らせていただいた。

その意見の中に、芹沢委員の御意見のものが入って

いるかこの場ではわからないが、その辺りも御覧いただきたい。

また、この案件については、公聴会を開催していくことになるかと思うが、委員の御指摘の意見が出てくるかもしれない。そうした意見については、審査会に、公聴会での具体の発言内容として御報告し、審査の参考にさせていただくことも考えている。

120日間の知事意見の提出期限もあり、そういう中で最も適切な方法で進めていきたい。

【成瀬会長】 いろいろな意見を集めて、それらに適切な対応を取っていただきたい。

【竹中委員】 事業者見解は不親切である。

例えば、11ページの66番。富栄養化について、意見は「上流域で中栄養段階になるというのは富栄養化ではないか」との意見に対し、これは基準の絶対評価で中栄養であると言っているというように、話がかみ合っていない。

また、代替案を要望されている44ページ、227番。これに対して「実行可能な範囲内で、回避・低減が図られていると考えています」というところで終わっており、説得力がない。

この準備書を見てどのように回避・低減が図られるか、読んだ方は疑問に思うのではないか。

【事務局】 事業者見解の中で話がかみ合っていないところがあるという御意見について、事業者から答えさせる。

【事業者】 44ページの227番の事業者見解については、河川整備計画、フルプランをきちんと御説明しようすると、かなりのボリュームなり、そちらを見ていただきたいという形になっている。次回、整備計画、フルプランについて、別途、資料を用意し御説明させていただきたい。

66番の水質の富栄養化の事業者見解についても、次回、御説明させていただきたい。

【事務局】 事業者見解について疑問な点を委員の先生から御指

摘いただいた。まだこれからだが、部会等を設置していただき、御指摘をいただきながら、事業者、事務局の整理が必要なことについては整理し、部会の方で御検討いただきたい。

【堀越委員】 景観で、いつも問題になるのは景観をどこから見るかである。今回の場合も遠くから見ている。

やはり自然の中に大きな人工工作物ができるため、それに対して直接的にダムがここにできるということを検討した方が良いのではないか。

人との触れ合いというのは、場所が変わる。例えば、この事業によって釣りをしている人はできなくなる。

逆に言えば、ダムができた時は、貯水池とダム自体ができる。保守管理のこともあり貯水池へも行けることになるだろう。そうすると、そこではダム建設前に体験できなかったことができる。そのことを踏まえた方が良いのではないか。

それから、事業者見解の不親切さは同感である。例えば、252番は意見として出てきたのは、我々委員に関して一生懸命やれと書いてあり、その意見に対して突っぱねられると、我々としても困るので、きちっと対応していただきたい。

【事務局】 審査会・部会では、委員の皆様方の忌憚のない御意見をいただければ、大変ありがたい。

住民意見があるから、ないからではなく、常に環境としてどうあるべきなのかということの御意見をいただき、知事意見に反映していきたいので、委員の先生方の御協力をお願いしたい。

【大東委員】 見解書の方の2ページの8番、9番、地盤環境のところ、事業者の見解は、ダムの堤体、またダム周辺の安全性について検討するという回答だが、他のところの回答は、ここに書いてありますという答えで、ここだけ「検討します」である。まだ何もやってないと受け取れる回答である。

実際、ダムの堤体はこれから造るので、いろいろ設

計をしながら、安全性が確認されていくと思うが、周辺の状況について、特に貯水したときの周辺の地すべりだとか、地下水が上がってくるから、それに伴う影響であるとか、周辺の断層の位置についても、直接今回関係のないところには数本あるという記載だが、実際、貯水することで、今まではそんなに水が無かったところに湧き水が出てくるのではないか、また新しい湿地帯が生まれるのではないか、いろいろな懸念がある。

その辺の記述がほとんどなくて、構造の方ばかりの見解になっている。これもどこかで検討した結果が公表されるのか。

【事務局】 ただいまの御質問は、方法書に対する知事意見にもあり、それに対する回答も同じで、今後検討していくという見解である。

次回、どのようなことが決まっているのか、公表はどうなるのかについて、資料を提出する。

【岡本委員】 この間、設楽の方にアユを食べに行ったが、近傍の川で、アユの数よりも釣っている人の方が多いくらいに、川に入っている。それを漁業権が伴う経済活動だからと切り捨ててしまうのはどうか。

方法書の時にオシドリの里を入れたが、あれも人工的な餌つけの場所ではないかとの議論があった。オシドリの里を入れたのなら、釣り場も入れるべきである。

それから、準備書の6.4.33ページの長い表で、「近傍の風景が消失するが、改変を受けない区間にそれらと同様の近傍の風景が維持されるから影響は小さい」という書き方がある。他の景観のところにも、そういう書き方がしてあるが、一つだけ景観があれば、残りは無くてもいいのかということになる。

その場が使えなくなるのならば、その場での景観なり触れ合いは無くなるという書き方をしなければいけないのではないか。他の場所で代替するにしても、その場所では無くなるということをはっきり言って

いただきたい。

それから堀越委員の御意見で、ダムそのものの景観については全くそのとおりである。

【事務局】 アユ釣りは漁業と関連しており、経済活動自体については、ある意味で対象外だということで私どもも整理してきたが、その辺の考え方をもう一度整理したい。

それから近傍の風景が消失するとの書き方についても、検討する必要があると思う。

【事務局】 この準備書の作成等については、国の指針等に基づいて行われており、そういう意味では指針等に従ったものである。

景観の話があったので少し補足させていただくと、この「景観」ということでの眺望点、つまりどこから見た時どう評価しなさいと決めているかを紹介させていただくと、「主要な眺望点」とは、「不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう」という決めがあり、それに基づいて視点を定めて、景観というものが評価されている。

ただ今、委員の先生方から、補足的にそういう面についても見るべきではないかという御指摘があったので検討してまいりたい。

【岡村委員】 6.1.9-73 ページの東海自然歩道の関係で、四つのルートが示されているが、我々は一体何をするのか。四つのルートの紹介があって、何か一つ決めていただかないと、影響評価できないのではないか。

それともう一つ、6.1.10-13 ページ、伐採木のところで、撤去工事に伴って出てくる伐採木の再利用を促進するはいいが、伐採されない木はどうなるのか。水質の悪化に寄与しないのか。

【事務局】 まず1点目の東海自然歩道であるが、一つ目のAルートというのは、これは工事中の迂回路という位置付けがされている。

それからB、C、Dについては、実際にダム湖ができた時の付け替え案で、どの案が具体的にいいのかま

だ決まっていない。環境保全措置としての付け替えルートは複数案あるが、東海自然歩道の人と自然との触れ合い活動の場としての審査をしていただきたい。

伐採木の件は、事業者から説明させる。

【事業者】 3分冊の3の6.1.10-3ページのところだが、常時満水位から上は残し、常時満水位より下は全部伐採する。計画的に伐採することになる。

【岡村委員】 それは伐採木になり、再利用するということか。

【事業者】 そうということになる。

【事務局】 東海自然歩道の関係で、この準備書の中に幾つか付け替えの案が示されている。事業者見解の37ページのところにもあるが、基本的には自然公園法等に基づく手続が必要であり、これは愛知県により、手続が行われていくことになる。

【今榮委員】 水質について、ダムができると水は川を流下する線の状況とは違って、ダム湖に貯水する面積、体積の捉え方になる。6.1.4のダムの予測というところを眺めてみたが、観測点が全体にわたっているのは良いが、その時の鉛直方向はどうなるのか。

例えば、表面と、一番底というのはかなり環境が違ってくる。生物も深さで違ってくるし、有機物も底に堆積してくる。

その辺のことがどこに書かれているのか、見当たらないので、教えていただきたい。

【事務局】 考え方であるが、6.1.4-117ページに鉛直二次元モデルの概要という図が載っている。この中で植物プランクトン、動物プランクトンについても考慮してシミュレーションをしている。

【今榮委員】 川であったときの調査はしており、データはあるが、ダムになったら、その情報は使えない。

ダム湖になった時に、どのような状況になるかということが重要だ。

【事務局】 溶存酸素については、237ページに鉛直分布が載っているが、他の項目については載っていないので、次

回、資料を提出する。

- ・ 豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価準備書について審査させるため、成瀬会長の指名により、別紙2のとおり設楽ダム工学系部会、設楽ダム自然系部会を設置した。

イ その他

事務局から、工学系部会、自然系部会の開催予定について、別途調整したい旨の連絡があった。

(3) 閉会



18環活第149-4号

平成18年9月11日

愛知県環境影響評価審査会

会長 成瀬 治 興 様

愛知県知事 神 出 真 秋

豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価準備書について（諮問）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号。以下「条例」という。）第33条の規定において準用する条例第20条第4項の規定に基づき、貴審議会の環境の保全の見地からの意見を求めます。

担 当 環境部環境活動推進課

環境影響評価グループ

電 話 052-954-6211（ダイヤル）

ファックス 052-954-6914

## 愛知県環境影響評価審査会豊川水系設案ダム工学系部会委員

委員名	所 属 等
今榮 東洋子	慶應義塾大学理工学部教授
岩田 好一郎	中部大学工学部教授
岡村 穰	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授
北田 敏廣	豊橋技術科学大学工学部教授
黒田 達朗	名古屋大学大学院環境学研究科教授
大東 憲二	大同工業大学工学部教授
立川 壮一	藤田保健衛生大学医学部教授
田中 稲子	岐阜市立女子短期大学非常勤講師
永瀬 久光	岐阜薬科大学教授
朴 恵淑	三重大学人文学部教授
坂東 芳行	名古屋大学大学院工学研究科助教授
廣畠 康裕	豊橋技術科学大学工学部教授
藤江 幸一	豊橋技術科学大学工学部教授
藤原 奈佳子	名古屋市立大学看護学部助教授
堀越 哲美	名古屋工業大学大学院工学研究科教授
光田 恵	大同工業大学工学部助教授

(敬称略、五十音順)

## 愛知県環境影響評価審査会豊川水系設案ダム自然系部会委員

委員名	所 属 等
内田 臣一	愛知工業大学工学部助教授
梅村 武夫	名古屋大学名誉教授
岡本 真理子	東海女子大学人間関係学部教授
小池 隆	三重大学生物資源学部教授
駒田 格知	名古屋女子大学家政学部教授
清水 正一	中京大学総合政策学部教授
芹沢 俊介	愛知教育大学教育学部教授
武田 明正	三重大学名誉教授
竹中 千里	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
中村 浩志	信州大学教育学部教授
長谷川 明子	財団法人日本生態系協会評議員
丸山 宏	名城大学農学部教授
吉村 いづみ	名古屋文化短期大学生活文化学科教授

(敬称略、五十音順)